

東京都認定制度を活用した医師少数区域における勤務の推進事業実施要綱

令和3年1月22日付2福保医人第3006号
一部改正 令和5年7月1日付5福保医人第826号

(目的)

第1条 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、厚生労働大臣が、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うことになったことを受け、当該認定を受けた医師に対して、都内の法第30条の4第6項に規定する医師少数区域での勤務を促すことにより、都内の医師偏在の解消を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 都内医師少数区域に所在する病院又は診療所とする。

(事業内容)

第3条 事業の実施主体は、支援の対象となる医師に対し、以下の(1)から(3)の経費を支援するものとする。

- (1) 医師少数区域で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

2 前項における支援の対象となる医師は、法第5条の2第1項の認定を受けた医師で、原則として同一の都内医師少数区域所在病院又は診療所に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務する医師とする。

3 1(2)に規定する経費は、支援の対象となる医師のために必要となる図書を病院又は診療所が購入する場合を含む。

(事業に係る経費の補助)

第4条 事業の実施主体が、この要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「東京都認定制度を活用した医師少数区域における勤務の推進事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。